連載 教えて!総合型クラブの法人化



法人化の前に知っておきたい3つのこと ~押さえるべきポイントとは~

これまでの連載では、非営利組織について、また、NPO法人・一般 社団法人の違いについてなどの基礎知識を確認しました。最終回と なる今回は、実際に法人化を検討する際に気をつけるべきポイント を、よくあるケースとともにご紹介します。

東京ボランティア・市民活動センター 相談担当専門員 森玲子

1 法人化を考えるきっかけ

(Case①) クラブの利用者から「NPOになったら?」と言われた

Case②)なんとなく「法人」になるといいことがありそう

Case③)少人数でのクラブ運営が大変なため、法人化して基盤を拡大・安定させたい

①や②のように「周りから勧められた」「テレビでNPO法人の活動を見た」など、外部からの刺激をきっかけに法人化を考えることもあります。このとき大切なのは団体内でよく話し合うことです。法人化する利点だけでなく、事務的な作業などを含む変化も必要であることを共有し、自分たちにとって法人化がどのような意味を持つのか検討します。

NPO=NPO法人と勘違いされている方も多いです。①の例も、まずその方に「私たちは、すでにNPO(民間非営利組織)です」と伝えた上で、NPOとNPO法人のどちらをイメージされているのか、なぜ「NPO」を勧めてくれたのか、じっくり聞いてみましょう。

③の場合、一般社団法人であれば2名から設立できますが、NPO法人は社員(総会で議決権をもち運営に関わる人)が10名以上必要です。

法人化により運営のルールはある程度整備されますが、「主体的に関わってくれる仲間を増やす」という目標は、法人化しただけでは達成できません。クラブの拡大、安定のためにどんな人に運営に参加してほしいのか、また、どういったボランティアが必要なのかなどを具体的に考えてみましょう。そうすることで法人化以外の解決方法が見つかる場合もあります。

2 クラブの運営面から考える

Case 1 もっと地域から信頼されるクラブになりたい

Case②)もっと地域住民の参加を増やしたい

Case③)臨機応変な活動やスピーディな意思決定をしたい

①や②は、法人化の大きな動機になり得るものです。必ずしも法人化が課題解決の特効薬となるわけではありませんが、検討する上での重要な要素は含まれています。

では、①について「信頼」されるためには何が必要でしょうか。「法人であれば信頼される」とは限りませんが、①の場合、NPO法人や一般社団法人となることで「非営利性」をアピールすることができます。

NPO法人は、それに「公益性」が加わり、社会に運営や会計の情報を公開することで「透明性」を保ちやすくなります。また、所轄庁により情報公開がされることで市民に知ってもらう機会が増えることも予想され、結果として信頼につながることもあります。

一般社団法人は、運営や会計の情報公開義務がないため自主的な努力が必要になります。その意味では、 任意団体であっても、これらの情報公開を自主的に行うことで信頼を得るための取り組みができます。

②の場合、「参加とは何を意味するのか」を明らかにする必要があります。おもにクラブの活動への参加者を増やしたいのか、もしくは組織の意思決定に関わる住民を増やして「コミュニティづくり」^{※1}に取り組んでいきたいのかです。後者の場合、法人格の選択は重要な意味をもちます。特に、NPO法人は「市民性」が高く、開かれた組織で運営されます。対等な関係の参加を促すことで、特定のメンバーによる運営ではないことを強調できるため、住民主体の民主的な運営を目指す場合には選択しやすい法人格と言えます。

一方で、③の意思決定のスピードについてはどうでしょうか。NPO法人の場合(定款によりますが)、「みんなで決める」ことを重視しています。スピードを重視するならば、任意団体や一般社団法人の方がスムーズとも言えます。

3 クラブの財政面から考える

(Case①)クラブの財産が増え、管理が難しくなってきた

Case②)助成金を活用するために法人化を考えている

Case③)市民や企業からの寄付を増やしたい

クラブの活動が広がっていくと①の悩みなども多く見受けられるようになります。NPO法人、一般社団法人のどちらも、法人化によりクラブの財産は代表個人の手元から離れますので、管理や引継ぎがしやすくなります。

②のように「助成金を得るため」法人化を検討するケースも多いようです。

助成金は、公益法人や企業関係、市民団体など、多様な助成団体により年間を通して提供されています。 任意団体や一般社団法人は、外から見て活動の公益性が判断しにくいため、対象外としている助成金も若 干はありますが、多くの場合、助成対象条件に「法人であること」は含まれていません。むしろ活動実績や その非営利性・公益性が重視されています。最近では、法人種別でなく活動内容で判断をするプログラム も出てきています。法人が有利というわけではなく、申請書類から活動の公益性が伝わるように工夫するこ との方が重要ではないかと思います。

③について、寄付と法人格の関係は一概には言えませんが、寄付を意識した法人のカタチに認定NPO法人 *2 があります。NPO法人設立時から「認定」を目指して組織づくりをする団体もありますが、あくまで寄付は団体や活動に対する共感や賛同をもとに集まるお金です。組織のカタチや法人格の種類ではなく、活動や参加の仕組みを工夫することが重要です。

4 クラブの事業面から考える

Case 1)指定管理や事業委託など、行政との契約・取引を増やしたい

Case②)福祉事業やコミュニティビジネスなど活動の幅を広げたい

①の場合、事業の契約先との関係から法人化を検討することもあります。中には、契約できる法人格を 限定し、一般社団法人は除外している自治体もあります。

行政との契約においては、NPO法人も注意が必要です。行政関連の事業では、活動の対象者を「○○の 条件を満たす人 | や 「 運営に関わるメンバーは ○○町民のみ | などと限定している場合があります。事業に一 定の制約があるNPO法人は「社員」希望者を不当な条件で断ることができません*2。最初は住民のみで構成 されていても、将来的に○○町民でない「社員」の方が多くなる可能性もあります。そのため①においては、 そういった注意も必要です。

②について、一般社団法人は制約を受けずに多様な活動をすることができます。もちろんNPO法人も総 合型クラブ以外の事業を始めることは可能ですが、NPO法や定款によって一定の制約を受けます。どちら も総合型クラブとしての活動は、法人事業の中でのあくまで一例でしかありません。法人としての活動範囲 は、広く発展できる可能性を持つものとして考えられます。

法人化を考える、その前に

総合型クラブは法人化することにより、さらなる地域貢献や市民との協働が期待できます。

一方で、法人化に伴う実務に追われ活動に手が回らないという話もよく耳にします。従来のやり方を大幅 に変えることは団体の負担にもなります。「何のための法人化か」を団体内でよく話し合い、できる限り現在 の体制や方法に沿ったものを選択することをお勧めします。特にNPO法人を選択した場合は、総合型クラ ブであると同時に、市民活動団体としての側面も持つことになります。意識的に参加の仕組みをつくり、幅 広い市民とともに活動をしていくための取り組みが必要になります。

どんなクラブになりたいのかを念頭に置いて、組織のビジョンやみなさんの夢を実現するためのツールと しての法人格を検討していただければ幸いです。

■参考文献:ネットワーク(東京ボランティア・市民活動センター発行情報誌)332、333号

※1 総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013、P13「総合型地域スポーツクラブ育成の基本理念 |より

※2 教えて!総合型クラブの法人化 パート2「NPO法人と一般社団法人の違い」参照